

全国海運組合連合会
第308回理事会議事録

日 時 平成25年6月5日(水) 12:00~14:00

場 所 神戸市・生田神社会館・4階会議室

出席者 理事40名 監事2名 (別紙名簿の通り)

議 題

1. 内航海運暫定措置事業に係る件
2. 平成24年度事業報告書及び財産目録・貸借対照表及び収支決算書の件
3. 平成25年度事業計画(案)及び収支予算(案)の件
4. " 徴収賦課金分担(案)の件
5. 次期役員並びに委員全員任期満了による改選の件
6. 諸法制見直し検討委員会規約設定の件
7. その他

議 事

定刻、事務局より過半数の理事の出席が得られたので本理事会は適法に成立した旨報告し、定款の定めにより小比加会長が議長となり、開会挨拶の後、本日の理事会は来る6月19日開催の通常総会に上程する決算関係、予算関係等の議案について慎重審議を願うために開催したと述べ、本理事会の議事録署名人として議長の他、雑喉副会長及び高木専務理事を指名し、議事に入った。

議 題 1. 内航海運暫定措置事業に係る件

議長の要請により藏本理事(内航海運活性化PT委員長)は、大要以下の通り説明した。

全海運を除く他の4組合はイメージ図による統合案を受け入れ、具体的取扱いについては総連合会の検討結果に委ねているが、全海運は組合員も多く地方に亘っていることから時間をかけて議論しよう、と言うことで本PTでたたき台を作成し、本日の理事会に提案するものである。

納付金単価の段階的統合案を受け入れる前提条件は以下の通り。

- ・借入金は平成36年度を以て返済完了させること
- ・被代替船の船齢制限は設けないこと
- ・被代替船、代替船共に保有期間は不問とすること
- ・解撤等完了後3年間を建造可能期間とすること(但し、権利の売買は不可とする)
- ・ガット船、曳船、小型タンカーの取扱いを明示すること
- ・一定期間経過後適時見直しを行うこと

以上の前提条件の下で検討した結果様々な意見が出され、それらのイメージ図を検討案(1)(2)(3)として資料に提示しているが、3部会の意見は平成28年度単価を出来るだけ維持したいとする意見が大半を占めていたことから、検討案(1)が妥当ではないかと考えている。

以上の後、議長は、前提条件として提示されている項目は、飽くまでも総連合会と国交省との間の確認事項であり、国交省が財務省との協議の中でこれら事項を説明するかしな

いかは国交省の判断であると補足し、来る6/12の総連合会政策委員会に検討案(1)を全海運案として提示したいと提案した処、全員異議が無く了承された。

議 題 2. 平成24年度事業報告書及び財産目録・貸借対照表及び収支決算書の件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

[I] 平成24年度事業報告書の件

本件、事前に資料を送付していることから、概要を説明した。

[II] 平成24年度収支決算書

①平成24年度収入の部・合計額1億2,111万円 予算比61万円の収入増

◎収支概要

平成24年度の予算編成に当たり、収入不足として424万円が想定され、これの対応として構造改善引当金を取り崩すこととしていたが、期中に事務局職員2名の退職者発生があるも、総連合会からの事業推進収入の配分増額及び会議開催回数の減少による会議費、役員・委員旅費等の支出減少により、収支結果として約250万円の剰余額の発生となった。

①収入の部・科目大要

科目1：賦課金7万円収入増は、予算計上時10万円単位の概算計上に拠る。

科目2：全海運暫定事業手数料は、建造申請等の増加により150万円の収入増。

科目3：総連合会事業推進収入は、最低保証額以上の解撤交付金支給額及び建造申請等があり、追加精算配分により320万円の収入増。

科目4：雑収入は、予算編成時に424万円の収入減に対して構造改善引当金を取り崩し、取崩し益を予算計上していたが、逆に収入科目の収入増加及び支出科目の支出減少により取崩す必要がなくなったことから、対予算比収入減少となった。

以上により、収入合計1億2,111万円で対予算比61万円の収入増となった。

②支出の部・科目大要

科目1：会議費は、会議開催回数の減少（前年度比13回減）により195万円の支出減。

科目3：事務局研修会補助費は、会員(18組合)事務局長会議を開催しなかったことにより、36万円の支出減。

科目4：役員・委員旅費は、会議開催回数の減少により、87万円の支出減。

科目6：構造改善事業費は、今期の剰余額を構造改善引当金へ繰り入れ処理したことにより250万円の支出増。

科目11：印刷費は、会議開催回数の減少、名簿等作成を実行しなかった等により55万円の支出減。

科目14：報酬・給料・賞与は、期中に退職者2名（男性・在職19年、女性・在職11年）の発生があり、これに要した退職金及びこれに伴い男性1名・女性1名を期中採用し、330万円の支出増。

科目15：雑給は、期中退職者2名の発生による職務手当等24万円の支出減。

科目18：租税公課は、支出額を計上したことによる48万円の支出減。

科目19：予備費は、取り崩し支出せず、50万円の支出減。

以上により、支出合計1億2,111万円で対予算比61万円の支出増となった。

この後、臨席の狩野監事より5月24日実施した業務並びに会計監査の結果については、何れも適正且つ適法であった旨報告があった。

次いで、議長が本件を諮った処、異議無く承認された。

議 題 3. 平成25年度事業計画(案)及び収支予算(案)の件
並びに
議 題 4. 平成25年度徴収賦課金分担(案)の件

議長は、本件について両案とも直接関連があるので一括して審議を願うとの発言の後、事務局は、議長指示を受け大要以下の通り説明した。

[1] 平成25年度事業計画(案)について

本件については、これまで通り、正副会長並びに3部会長及び総務委員会の意見を織り込み立案したものであり、昨年度同様の事業項目である。

[2] 平成25年度収支予算(案)の概要について

平成25年度の予算編成に当たっては、概要以下の方針を踏まえ編成した。

- ①賦課金については、事務局研修会に於いて期中に於ける組合員・船舶等の脱退等が予想され、会員組合及び地区組合の負担となっている現状から上期・下期に区分して賦課金を算定すべきとの要望を受け、第108回総務委員会(25.1.23開催)で検討の結果、要望通り上期・下期別に算定することとした。
従って、下期の賦課金は暫定額である。
- ②総連合会事業推進収入は、前年度予算額と同額の最低保証額を計上した。
- ③雑収入は、事務局退職者の支払い退職金等のため退職引当金、構造改善引当金を取り崩す予定である。

◎収入の部・科目大要

科目1：賦課金 63,100,000 対前年度比 1,700,000収入減少
(内訳)

○上期賦課金(4/1調査で算出) 31,550,000
○下期賦課金(10/1"で算出予定) 31,550,000 *暫定で計上

科目2：全海運暫定事業手数料 6,000,000 前年度比 600,000収入増

科目3：総連合会事業推進収入 46,000,000 前年度比 ±0

科目4：雑収入 37,120,000 前年度比 32,820,000収入増
今期に想定される事務局人件費・退職金、今総会で退任される役員慰労金、又、賦課金収入の減少等を考慮し、概算ながら退職引当金、構造改善引当金を取り崩す予定である。

以上、「収入の部」として対前年度予算比31,720,000収入増の合計152,220,000を計上した。

◎支出の部・科目大要

○科目1～6までの「事業費」については、前年度予算額と同額の43,500,000を計上。

○科目7～13までの「事務所費」については、前年度予算比380,000支出減の43,500,000を計上。

○科目14～16までの「人件費」については、収入科目4：雑収入で説明の如く、概算ながら、前年度比32,600,000支出増の80,600,000を計上。

○科目17～20の「その他」については、前年度予算比500,000支出減の4,000,000を計上。

以上「支出の部」として対前年度予算比31,720,000支出増の合計152,220,000を計上した。

次いで、事務局より役員報酬額及び支払い退職金の支給額については、もとより規約の範囲内で支給することを正副会長にご一任願いたいと述べ、議長がこれを諮った処、異議無く了承された。

[3] 徴収賦課金分担（案）について

徴収賦課金分担（案）については、4/1現在の会員毎の所属事業者数・船舶数に基づいて算定した月額・年額は一覧表の通りであるが、収入の部・科目1で説明の通り、10/1現在の事業者数・船舶数で見直しを行うこととしている。

以上の後、議長は、両案を一括して諮った処、異議無く承認された。

議 題5. 次期役員並びに委員全員任期満了による改選の件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

1. 平成25年度全海運理事数について

- ①定款上、理事定数は「35人以上45人以内」と定められている。
- ②今年度（平成25年4月1日現在）の議決権数は39個であり、これにより会員組合に対して議決権個数と同数である39人の理事候補者推薦を要請した。
- ③又、これに加えて従前同様、調整理事候補者3人（中海連、四海連及び九海連より各1人）及び全海運事務局から会長推薦1人の4人を加えて合計43人となる。

2. 平成25年度理事候補者推薦名簿（案）について

本件、上記を踏まえ別紙資料の如く理事候補者43名を推薦、提案するものである。

3. 平成25年度監事候補者推薦名簿（案）について

本件、平成25年度役員改選に係る推薦要領に従い、別紙の如く監事候補者2名を推薦、提案するものである。

以上の後、議長が本案を諮った処、異議無く承認された。

議 題6. 諸法制見直し検討委員会規約設定の件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

本件については、事業者のコスト負担軽減を目的に3部会から若干名選出された委員を以てワーキンググループを発足させることを平成25年1月23日の第306回理事会で承認を頂き、更に同ワーキンググループを臨時委員会とすること、旅費支給委員会とすることを平成25年3月19日第307回理事会で承認されたことから、委員会規約を次回、即ち本日の理事会に提案し、ご承認を頂くこととしていたものである。

規約条文は基本的に他の委員会規約と同様であるが、特徴としては

- ①委員会は臨時委員会とし、目的達成時に解散とすること
 - ②委員は各部会から選出された若干名を以て構成すること
 - ③委員代理者制度は設けないこと
 - ④委員会の目的・性格上専門家等の意見を聴するため、オブザーバーとして出席を求めることができること
- としているものである。

以上の後、議長が本案を諮った処、異議無く承認された。

以上で全ての審議事項が終了したので、議長は謝辞の後、14:00閉会を宣した。

以 上